

国民健康保険 多受診の電話・訪問健康相談

多受診は、検査の重複や薬剤の副作用などにより健康被害を引き起こす可能性があります。

多受診の対策として8月～9月に電話・訪問健康相談を実施します。対象者には国保連合会から郵便で通知があり、その後、相談員（保健師）が電話や訪問で相談させていただきます。皆さまの健康の保持増進のため、ご理解ご協力よろしくお願ひします。

対象者／国民健康保険に加入し、多受診の可能性がある方

内容／通院や服薬管理の情報提供・相談

多受診とは

- ・重複受診／同じ病気で複数の病院を受診している。
- ・頻回受診／同じ病院での受診回数が多い。
- ・重複処方／同じ効能の薬が重複して処方されている。
- ・多剤処方／多くの種類の薬が処方されている。

多受診のデメリットの例

- ・身体に負担がかかる。
- ・薬剤の副反応が出る。
- ・医療費がかかる。
- ・保険税額が上がる。

問 住民課（吉備庁舎）

後期高齢者医療制度 資格確認書の色が 「薄い緑色」に変わります

現在お使いの資格確認書（被保険者証）の有効期限が7月31日（木）で切れるため、更新します。この機会に保険証としてマイナンバーカードのご利用をご検討ください。新しい資格確認書は「薄い緑色」です。7月初旬から順次簡易書留郵便で送付予定です。

今回お届けする「薄い緑色」の資格確認書
お手元に届いたときからお使いいただけます。新しい資格確認書が届くまでは、現在お持ちの「薄いオレンジ色」の資格確認書（被保険者証）をお使いください。

現在お持ちの「薄いオレンジ色」の資格確認書（被保険者証）
8月1日（金）以降は使用できません。新しい「薄い緑色」の資格確認書がお手元に届き次第、「薄いオレンジ色」の資格確認書（被保険者証）は処分してください。

※処分の際は、住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室にお越しの際にご返却いただくか、住所や氏名が他人に知られないようご自分で細かく裁断するなどしてください。

その他

令和7年度（2025年度）住民税の課税所得などにより、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますので、次の例をご確認ください。

- ①今まで1割だった方が2割負担に変更となる場合／「2割（令和7年7月31日までは1割）」と表示されます。
- ②今まで1割だった方が3割負担に変更となる場合／「3割（令和7年7月31日までは1割）」と表示されます。

資格確認書について

後期高齢者医療制度に加入する皆さまには、マイナンバーカードと保険証のひも付けの有無にかかわらず、申請なしで令和8年（2026年）7月末まで使える資格確認書をお届けします。マイナンバーカードと保険証を、ひも付けされていない方でも、資格確認書で医療を受けられます。

※令和7年（2025年）8月からの資格確認書は、7月中にお届けする予定です。

マイナンバーカードを使うメリット

・救急現場でも使えます。ご自身で説明することが難しい状態でも、救急隊が通院や薬の記録を確認でき、適切な応急処置や医療機関への搬送につながります。

・手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

・マイナンバーカードには、医療情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません。マイナンバーカードがあれば、急病のため、ぜひ普段から持ち歩いてください。

問 住民課（吉備庁舎）・和歌山県
後期高齢者医療広域連合
☎073・428・6688

|| 広報ありだがわがアプリで読める！



広報ありだがわと町議会広報かわら版をアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。発行日にはプッシュ通知でお知らせします。